

会社のごまかしを絶対に許さないぞ!!

2月28日、大阪地方裁判所において空白裁判（原告下茂、西、前田）の第3回裁判(口頭弁論)が開かれました。今回、会社は、準備書面(1)を提出しました。しかし、その内容は、昨年(2021年)8月16日の会社答弁書で、自らが主張したとまったく辻褃の合わない内容の書面でした。

【 会社の答弁書と準備書面(1)の主張内容の違い 】

＜原告の訴えている内容＞

会社は、具体的労働条件を明示する規定として会社自身が定めている就業規則第55条を遵守し、毎月25日までに翌月分の勤務(具体的労働条件)を明示する必要があるのに『空白』勤務で発表し、勤務日5日前まで具体的労働条件(勤務日か、休日、休暇日か。勤務日なら始終業時刻は何時何分か)を明示しない違法行為を続けてきた。

＜会社の主張＞

① 答弁書(昨年8月16日提出)で主張していた内容。

就業規則第55条の規定する、前月25日までに社員に指定する「勤務」とは「勤務種別」を指し、具体的な行路番号は含まれない。したがって、毎月25日までに発表する勤務指定表では、(行路番号により具体的労働条件を明示しなくても)勤務種別のみを特定し指定すれば就業規則第55条に違反しない。

② 今回の準備書面(1)での主張内容。

会社は、毎月25日までに行う勤務指定表発表により、翌月分の各日の就労義務の有無及び就労義務のある日の勤務種別を特定して指定することで、翌月各日の始終業時刻を含む労働時間を特定している。(行路番号を明示しなくても、具体的労働条件が特定できる?)

会社は誤魔化さないで、「毎月25日までに発表する勤務指定表で、翌月各日の行路番号を明示することにより、具体的労働条件を特定し指定する必要がある」と思っているのか、思っていないのか明確にすべきです。

原告団は、会社のごまかしを許さず、「空白」勤務指定完全消滅！ 裁判勝利に向けて更に奮闘します!!

次回期日 5月23日(月曜) 16時～ 大阪地方裁判所809号法定